○財務省告示第三百二十八号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年十月六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年十月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第九回	一億円	百円七十九銭
〃	〃	一億円	百円八十二銭
〃	第十二回	二億円	百円五十二銭
〃	第十四回	四百億円	九十九円九十五銭
〃	第十八回	五億円	百円三十九銭
〃	第十九回	五億円	百円八十四銭
〃	第二十回	二億円	百円二十一銭
〃	第二十一回	一億円	百円二十九銭
〃	〃	十五億円	百円三十一銭
〃	第二十三回	一億円	百円六銭
〃	〃	一億円	百円十四銭
〃	第二十四回	一億円	百円四十一銭
〃	第二十五回	三十億円	百円五十銭
〃	第二十六回	一億円	百円七銭
〃	第二十七回	一億円	百円八十四銭
〃	第二十九回	二十億円	九十九円七十七銭
〃	第三十回	一兆一千八百四十億円	九十九円三十五銭
〃	〃	一兆一千八百四十億円	九十九円三十九銭
〃	第三十一回	十億円	九十九円六十銭
〃	第三十四回	十億円	九十九円六十五銭
〃	第三十五回	十億円	九十九円六十五銭
合計		百一億円	百一円四十八銭
〃	第十三回	三億円	百十二円六十一銭
〃	第十四回	二億円	百十二円四十八銭
合計		百一億円	
〃	第三十六回	二億円	九十九円七十銭
〃	第三十七回	一億円	百円八十二銭
〃	第三十八回	一億円	百二円十九銭
〃	〃	四十億円	百二円二十五銭
〃	〃	二億円	百二円二十七銭
〃	第三十九回	七億円	百三円九十九銭
〃	〃	二十億円	百四円二銭
〃	〃	三億円	百四円十七銭
〃	第四十回	一億円	百四円六十二銭
〃	〃	二億円	百四円七十三銭
〃	第四十一回	五億円	百四円九銭
〃	〃	二十億円	百四円十五銭
〃	第四十二回	十億円	百三円六十二銭
〃	〃	一億円	百三円六十七銭
〃	第四十五回	一億円	百三円八十二銭
合計		千一兆一億円	

公　告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月24日

中部地方整備局長　八鍬　隆

1　処分をした年月日　平成26年９月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社　稲葉　英憲　愛知県名古屋市中区錦１丁目８番11号　国土交通大臣許可（般・特―24）第22562号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年７月２日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月24日

中部地方整備局長　八鍬　隆

1　処分をした年月日　平成26年９月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　トヨタルーフガーデン株式会社　斉藤　義幸　愛知県みよし市黒笹町丸根1099番地　国土交通大臣許可（般―25）第22837号